

# 報告 2 号

長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の  
 条例(案)要綱

総務部職員課  
 教育委員会事務局学校教育課  
 上下水道局総務課

事 項	説 明								
1 改正等の理由	地方公務員法（以下「法」という。）の一部改正により、本市職員の定年を引き上げること等に伴い、改正等をするもの								
2 改正等の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市職員の定年に関する条例の一部改正（第9条関係）</p> <p>ア 題名を「長野市職員の定年等に関する条例」に改める。</p> <p>イ 職員の定年を「60歳」から「65歳」に改める。</p> <p>ウ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員の定年については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢とするものと定める。</p> <table border="1" data-bbox="555 1055 1366 1238"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 法の規定による管理監督職勤務上限年齢制（任命権者が、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職等への降任等をするものをいう。）において、対象となる管理監督職は、管理職手当（学校職員にあつては、特別調整額）を支給される職員の職とし、管理監督職勤務上限年齢は、60歳とするものと定める。</p> <p>オ 任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものと定める。</p> <p>(2) 長野市職員の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）</p> <p>ア 再任用職員（定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用された職員をいう。以下同じ。）を定年前再任用短時間勤務職員（(1)オにより採用された職員をいう。以下同じ。）に改める。</p> <p>イ 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳								

任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするものと定める。

ウ 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とするものと定める。

(3) 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正（第5条関係）

当分の間、定年退職の場合の退職手当の基本額に係る規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用するものと定める。

(4) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第6条関係）

学校職員について、(2)アからウまでと同様の整備を行う。

(5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第7条関係）

企業職員について、(2)アと同様の整備を行う。

(6) 次に掲げる条例において、所要の条文整備を行う。

ア 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（第1条関係）

イ 長野市職員の分限に関する条例（第2条関係）

ウ 長野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第3条関係）

エ 長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例（第8条関係）

オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第10条関係）

カ 長野市職員の育児休業等に関する条例（第11条関係）

キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第12条関係）

ク 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第13条関係）

ケ 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第14条関係）

(7) 長野市職員の再任用に関する条例の廃止（第15条関係）

(8) 法の一部改正により廃止される再任用職員に係る経過措置等

	について定める（附則第2項―第46項関係）。
3 施行期日	令和5年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 11月7日 (2) 庁議の決定 11月14日

長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の  
条例—(案)—

(長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第4項及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(長野市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 長野市職員の分限に関する条例（昭和41年長野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「級に変更することをいう」の次に「。以下同じ」を、「号俸に変更することをいう」の次に「。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう」を加える。

第3条中「職員が」の次に「、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか」を加え、「降給する」を「降格する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合においては、これを降号することができる。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

5 当分の間、次に掲げる措置については、降給とする。

(1) 長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）附則第16項の規定による措置

(2) 長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）附則第19項の規定による措置

(3) 前2号に掲げる措置に準ずる措置として、市長が定める措置

6 第4条第5項の規定は、前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には適用しない。この場合において、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる措置の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を当該職員に交付して行うものとする。

(長野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 長野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和41年長野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（長野市職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「、第17条の4及び附則第16項」を「及び第17条の4第2項」に改め、同条第8項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び」及び「又は第5条」を削り、「その者に適用される給料表の再任用職員」を「当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」に、「給料月額のうち、その者」を「基準給料月額のうち、当該職員」に改め、同条に次の1項を加える。

9 短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員採用法第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第1号、第2項及び第5項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第10条の4中「附則第19項」を「附則第15項」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第1項中「及び附則第13項第3号」を削り、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「。附則第13項第3号において同じ。」を削る。

第17条の4第1項中「及び附則第13項第4号」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「及び附則第13項第4号」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2中「第8条及び」を「第4条第1項から第7項まで、第8条、」に、「再任用職員及び任期付職員採用法第5条の規定により採用された職員」を「定年

前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第8条、第9条、第9条の3の2から第9条の6まで及び第18条の規定は、任期付職員採用法第5条の規定により採用された職員には適用しない。

附則第13項の前の見出し及び同項から附則第16項までを削る。

附則第17項中「含み、附則第13項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額（同条例附則第9項の規定による給料を含む。）をいう」を「含む」に改め、「附則第13項並びに」を削り、同項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例）」を付し、附則第18項を附則第14項とし、附則第19項を附則第15項とし、附則に次の見出し及び9項を加える。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（長野市職員の定年等に関する条例（昭和59年長野市条例第52号）第7条ただし書に規定する職員にあつては、同条ただし書に規定する任命権者が定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 長野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 長野市職員の定年等に関する条例第6条第2項各号に掲げる職を占める職員

(4) 長野市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規

定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 当分の間、附則第16項の規定の適用を受ける職員のうち、第9条の3の3第1項第2号の規定により初任給調整手当を支給される職員に対する第9条の3の4第2項の規定の適用については、同項中「別表第4に掲げる額」とあるのは、「別表第4に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

23 附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料を支給される職員に対する第6条第4項、第17条第5項（第17条の4第4項において準用する場合を含む。）及び同条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の欄を適用する場合における同欄に掲げる給料月額は、基準給料月額とする。

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

## 備考

- 1 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師又は歯科医師に適用する。
- 2 定年前提任用短時間勤務職員の欄を適用する場合における同欄に掲げる給料月額、基準給料月額とする。

(長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和41年長野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条第1項中「の給料月額」を「の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額」に改め、同条第4項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 長野市職員の定年等に関する条例（昭和59年長野市条例第52号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者
  - (2) 任期の定めのある職員であつて、任期の終了により退職したもの
- 第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の 125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の 137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき 100分の 200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの
- (3) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、任期の定めのある職員であつて、任期の終了により退職したもの

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。



第5条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の 150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の 165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき 100分の 180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき 100分の 105

第5条の3中「第5条第1項に」を「第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に」に、「50歳（医療業務に従事する医師にあつては、55歳）」を「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」に改め、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「60歳（医療業務に従事する医師にあつては、65歳）」を「退職の日において定められているその者に係る定年」に改める。

第6条中「の額」を「の基本額」に改める。

第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「60歳（医療業務に従事する医師にあつては、65歳）」を「退職の日において定められているその者に係る定年」に改める。

第7条中「消防職員」の次に「（定年条例第6条第1項第1号に規定する職を占める消防職員であつた者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定により消防司令補、消防士長、消防副士長又は消防士に降任されたものを除く。）」を加える。

第11条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第9項に

規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項中「まで」の次に「及び附則第15項から第21項まで」を加える。

附則第7項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第8項中「第5条」の次に「又は附則第16項」を加える。

附則に次の8項を加える。

(失業者の退職手当に関する経過措置)

- 14 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第28条まで	第28条まで及び附則第5条
(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する	(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する

<p>職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p>	<p>職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p>
------------------------------	--

(60歳を超える職員の退職手当の特例)

- 15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項若しくは第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 定年条例第3条ただし書に規定する職員
  - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員
- 18 長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）附則第16項若しくは長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）附則第19項の規定による給料月額の変改又はこれらに準ずる給料月額の変改として市長が定める給料月額の変改は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第5条第1項第3号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第17項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の

日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第17項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 20 当分の間、第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年から」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17項各号に掲げる職員以外の職員	60歳から
附則第17項第1号に掲げる職員	65歳から
附則第17項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢から

- 21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2.1」とあるのは、「100分の2.1を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用学校職員」という。）及び再任用学校職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第9条の2の見出し中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される第5条の給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項を同条とする。

第12条の4第1項第1号中「その者」を「当該学校職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項第3号及び同条第2項中「その者」を「当該学校職員」に改める。

第13条第1項中「及び附則第13項第3号」を削り、同条第2項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第3項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第4項中「。附則第13項第3号において同じ。」を削る。

第13条の4第1項中「及び附則第13項第4号」を削り、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「及び附則第13項第4号」を削り、同項第2号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第14条の8第2項中「、その者」を「、当該学校職員」に、「その者の受ける号俸（再任用学校職員にあつては、職務の級）」を「当該学校職員の受ける号俸」に、「短時間勤務学校職員にあつては、その」を「定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級に対応する同表に掲げる」に、「その者の勤務時間」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間」に、「額）」を「額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第16条の2中「第12条の2の2」を「第7条から第9条まで、第12条の2の2」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第13項の前の見出し及び同項から附則第16項までを削り、附則第17項を附則第13項とし、附則第18項を附則第14項とする。

附則第19項中「含み、附則第13項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額（同条例附則第7項の規定による給料を含む。）をいう」を「含む」に改め、「附則第13項並びに」を削り、同項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例）」を付し、附則第20項を附則第16項とし、附則第21項を附則第17項とする。

附則第22項中「及び」を「及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野市条例第 号）第6条の規定による改正前の第2条第2項第1号に規定する」に改め、同項を附則第18項とし、附則に次の見出し及び9項を加える。

（60歳を超える学校職員の給料月額の特例）

19 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が60歳（長野市職員の定年等に関する条例（昭和59年長野市条例第52号）第7条ただし書に規定する職員にあつては、同条ただし書に規定する任命権者が定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学

#### 校職員及び非常勤の学校職員

- (2) 長野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している学校職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた学校職員を除く。）
- (3) 長野市職員の定年等に関する条例第6条第2項各号に掲げる職を占める学校職員
- (4) 長野市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める学校職員
- 21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該学校職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（教育委員会が定める学校職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第21項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 当分の間、附則第19項の規定の適用を受ける学校職員のうち、第14条の8第1項の規定により義務教育等教員特別手当を支給される学校職員に対する同条第2

項の規定の適用については、同項中「別表第4に掲げる額」とあるのは、「別表第4に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

26 附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される学校職員に対する第13条第5項（第13条の4第4項において準用する場合を含む。）及び同条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

27 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

2 定年前再任用短時間勤務学校職員の欄を適用する場合における同欄に掲げる給料月額は、基準給料月額とする。

別表第2中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 定年前再任用短時間勤務学校職員の欄を適用する場合における同欄に掲げる給料月額は、基準給料月額とする。

別表第4のア及びイ中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年長野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

（長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第8条 長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第21項の適用を受ける学校職員等に関する経過措置）

- 3 給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される学校職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

(長野市職員の定年に関する条例の一部改正)

第9条 長野市職員の定年に関する条例（昭和59年長野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名中「定年」を「定年等」に改める。

第1条中「」第28条の2第1項及び第2項」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に、「定年」を「定年等」に改める。

第2条中「3月31日」の次に「（以下「定年退職日」という。）」を加える。

第3条中「60歳」を「年齢65年」に改め、同条ただし書中「医師」の次に「及び歯科医師」を加え、「65歳」を「年齢70年」に改める。

第4条を次のように改める。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。た



だし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第6条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第15条とし、第5条の次に次の9条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）第16条の2第1項に規定する職
- (2) 長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第10条第1項に規定する職
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年長野市条例第16号）第11条の3第1項に規定する職
- (4) 前3号に掲げる職に準ずる職として、任命権者が定める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

- (1) 第3条ただし書に規定する職員が占める職
- (2) 前号に掲げる職のほか、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として任命権者が定める管理監督職を占める職員の管理監督職上限年齢は、60年を超え64年を超えない範囲内で任命権者が定める年齢とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転

任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督

職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」

という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

9 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野市条例第 号)第9条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員その他任命権者が定める職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年(第7条ただし書に規定する任命権者が定める管理監督職を占める職員にあつては、同条ただし書に規定する任命権者が定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき

年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 長野市職員の定年等に関する条例（昭和59年長野市条例第52号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 長野市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（長野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第11条 長野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 長野市職員の定年等に関する条例（昭和59年長野市条例第52号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 長野市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項）」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項）」に、「いう。以下同じ」を「いう」に改める。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」に改める。

第8条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 長野市職員の定年等に関する条例(昭和59年長野市条例第52号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 長野市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第7条第1項及び第17条中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

(長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第13条 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年長野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(長野市職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 長野市職員の再任用に関する条例(平成13年長野市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中長野市一般職の職員の退職手当に関する条例第11条第4項の改正規定(「職員が、」を「職員が」に改める部分を除く。)、同条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定及び同条第11項第5号の改正規定並びに同条例附則に8項を加える改正規定(附則第14項に係る部分に限る。)並びに附則第11項及び第45項の規定は、公布の日から施行する。

(長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附

則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(附則第26項及び第27項を除き、以下「暫定再任用職員」という。)のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第1条の規定による改正後の長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(長野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が第4条の規定による改正後の長野市職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第4条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(附則第44項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の職員給与条例第3条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、長野市職員の給与に関する条例第3条の2第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の職員給与条例第3条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、長野市職員の給与に関する条例第3条の2第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、長野市職員の給与に関する条例第10条第3項及び第4項、第13条第2項並びに第22条の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の職員給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野市条例第 号)附則第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 長野市職員の給与に関する条例第4条第1項及び第4項から第7項まで、第8条、第9条、第9条の3の2から第9条の6まで並びに第18条並びに改正後の職員給与条例第4条第2項及び第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

(長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の長野市一般職の職員の退職手当に関する条例(次項において「改正後の一般職職員退職手当条例」という。)  
第2条第1項の規定の適用については、同項中「職員(」とあるのは、「職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第7条第1項若しくは第3項又は」とする。
- 11 改正後の一般職職員退職手当条例第11条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員(以下「暫定再任用学校職員」という。))のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員(以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。))は、第6条の規定による改正後の長野市立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。))第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。))とみなして、同項の規定を適用する。
- 13 暫定再任用学校職員のうち、暫定再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の給料月額、当該暫定再任用学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される改正後の学校職員給与条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、長野市立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 14 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される改正後の学校職員給与条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、長野市立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 15 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の学校職員給与条例第12条の4第1項第2号及び第3号の規定を適用



する。

- 16 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、長野市立学校職員の給与に関する条例第14条の8第1項並びに改正後の学校職員給与条例第13条第3項及び第14条の8第2項の規定を適用する。この場合において、暫定再任用学校職員（暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「同表に掲げる額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額」とあるのは、「同表に掲げる額」とする。
- 17 改正後の学校職員給与条例第13条の4第1項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野市条例第 号）附則第12項に規定する暫定再任用学校職員（次号において「暫定再任用学校職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。
- 18 長野市立学校職員の給与に関する条例第7条から第9条まで、第12条の2の2から第12条の2の5まで及び第14条の7の2の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。
- 19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用学校職員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。  
（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 20 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された企業職員（以下この項及び次項において「暫定再任用企業職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用企業職員は、第7条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「改正後の企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された企業職員とみなして、改正後の企業職員給与条例第2条の規定を適用する。
- 21 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の3、第7条及び第15条の規定は、暫定再任用企業職員には適用しない。  
（長野市職員の定年に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）
- 22 任命権者は、基準日（施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をい

う。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における第9条の規定による改正後の長野市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「新定年条例定年」という。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第9条の規定による改正前の長野市職員の定年に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「旧定年条例定年」という。))を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(長野市職員の定年に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

23 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第28項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項又は附則第28項、第29項、第31項、第32項、第34項若しくは第35項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

24 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 25 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 26 暫定再任用職員（附則第23項、第24項、第28項、第29項、第31項、第32項、第34項又は第35項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 27 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 28 任命権者は、附則第23項の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 29 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第24項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 30 前2項の場合においては、附則第25項から第27項までの規定を準用する。
- 31 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第23項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の

職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。附則第34項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

32 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第24項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第35項及び第44項において同じ。)に達している者(新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

33 前2項の場合においては、附則第25項から第27項までの規定を準用する。

34 任命権者は、附則第31項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第23項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

35 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第32項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第24項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

36 前2項の場合においては、附則第25項から第27項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

37 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 38 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 39 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 40 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 41 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第23項から第36項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第43項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 42 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 43 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第41項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。
- (長野市職員の定年に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 44 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める

短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

- 45 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（長野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 46 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の長野市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表【第6条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 常勤の学校職員並びに法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>」という。） 給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>の給料月額)</p> <p>第9条の2 <u>(削除)</u></p> <p><u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される第5条の給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額</u>に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>当該定年前再任用短時間勤務学校職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当の額)</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 常勤の学校職員並びに法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（以下「<u>再任用学校職員</u>」という。）及び再任用学校職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>短時間勤務学校職員</u>」という。） 給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>再任用学校職員</u>の給料月額)</p> <p>第9条の2 <u>再任用学校職員の給料月額は、第5条の給料表の再任用学校職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>短時間勤務学校職員</u>の給料月額は、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額</u>に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当の額)</p>

改正後	改正前
<p>第12条の4 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる学校職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として教育委員会が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。以下同じ。）につき、教育委員会が定める基準により算出した<u>当該学校職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該学校職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該学校職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる学校職員 次の表の左欄に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>表 略</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる学校職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるとき</p>	<p>第12条の4 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる学校職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として教育委員会が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。以下同じ。）につき、教育委員会が定める基準により算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる学校職員 次の表の左欄に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額（<u>短時間勤務学校職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会が定める学校職員にあつては、その額から、その額に教育委員会が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>表 略</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる学校職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるとき</p>



改正後	改正前
<p>は、<u>当該学校職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあつては、第1号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額（<u>当該学校職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額）が前号に定める額に満たない場合にあつては、前号に定める額）とする。</p>	<p>は、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあつては、第1号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額）が前号に定める額に満たない場合にあつては、前号に定める額）とする。</p>
<p>2 前条第1号又は第3号に掲げる学校職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が教育委員会が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、教育委員会が定めるところにより算出した<u>当該学校職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に含めて前項の規定により算出した額に相当する額とする。</p>	<p>2 前条第1号又は第3号に掲げる学校職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が教育委員会が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、教育委員会が定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に含めて前項の規定により算出した額に相当する額とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第13条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学校職員に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第13条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員（第17条第6項の規定の適用を受ける学校職員及び教育委員会規則で定める学校職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第13条の3まで<u>及び附則第13項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学校職員に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第13条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員（第17条第6項の規定の適用を受ける学校職員及び教育委員会規則で定める学校職員を除く。）についても、同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該学校職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>	<p>3 <u>再任用学校職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>
<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において学校職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。<u>附則第13項第3号において同じ。</u>）において学校職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5・6 略 (勤勉手当)</p>	<p>5・6 略 (勤勉手当)</p>
<p>第13条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学校職員に対して、<u>当該学校職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員（教育委員会規則で定める学校職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第13条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条<u>及び附則第13項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学校職員に対して、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員（教育委員会規則で定める学校職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の学校職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95</p>	<p>(1) 前項の学校職員のうち<u>再任用学校職員</u>以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項<u>及び附則第13項第4号</u>において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の</p>

改正後	改正前
<p>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の学校職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>	<p>95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の学校職員のうち<u>再任用学校職員</u> 当該<u>再任用学校職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p>	<p>3～5 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p>
<p>第14条の8 略</p>	<p>第14条の8 略</p>
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額を、<u>当該学校職員</u>の属する職務の級及び<u>当該学校職員の受ける号俸</u>に対応する別表第4に掲げる額（<u>定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級に対応する同表に掲げる額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間</u>を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額を、<u>その者</u>の属する職務の級及び<u>その者の受ける号俸（再任用学校職員にあつては、職務の級）</u>に対応する別表第4に掲げる額（<u>短時間勤務学校職員にあつては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間</u>を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。</p>
<p>3 略</p> <p>(特定の学校職員についての適用除外)</p>	<p>3 略</p> <p>(特定の学校職員についての適用除外)</p>
<p>第16条の2 <u>第7条から第9条まで、第12条の2の2</u>から第12条の2の5まで及び第14条の7の2の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>には適用しない。</p>	<p>第16条の2 <u>第12条の2の2</u>から第12条の2の5まで及び第14条の7の2の規定は、<u>再任用学校職員</u>には適用しない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(55歳を超える学校職員の給与の特例)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>13 <u>平成30年3月31日までの間、学校職員（学校職員給料表の適用を受ける学校職員（再任用学校職員を除く。）のうち、その職務の級が4級である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定学校職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定学校職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定学校職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定学校職員となつた場合にあつては、特定学校</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p><u>(1) 給料月額 当該特定学校職員の給料月額に100分の0.5を乗じて得た額(当該特定学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該特定学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあつては、当該特定学校職員の給料月額から当該特定学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))</u></p> <p><u>(2) 地域手当 当該特定学校職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)</u></p> <p><u>(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定学校職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第13条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定学校職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定学校職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定学校職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定学校職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定学校職員に支給される期</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)</u></p> <p><u>(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定学校職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第13条の4第4項において準用する第13条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定学校職員に支給される勤勉手当に係る第13条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定学校職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第13条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定学校職員に支給される勤勉手当に係る第13条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)</u></p> <p><u>(5) 第17条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定学校職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 第17条第1項又は第2項 前各号に定める額</u></p> <p><u>イ 第17条第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 第17条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>エ 第17条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>オ 第17条第6項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>額</u>  <u>(ア) 第17条第2項に規定する休職の場合 第3号に定める額</u>  <u>(イ) 第17条第4項に規定する休職の場合 第3号に定める額に、同項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>14 前項に規定するもののほか、特定学校職員以外の者が月の初日以外の日</u>  <u>に特定学校職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の</u>  <u>規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員について</u>  <u>の勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定</u>  <u>により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の</u>  <u>合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので</u>  <u>除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあ</u>  <u>つては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に</u>  <u>12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得</u>  <u>た額）に相当する額を減じた額とする。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>16 附則第13項の規定が適用される間、第13条の4第2項第1号に定める額</u>  <u>は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に</u>  <u>掲げる学校職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるも</u>  <u>のの勤勉手当減額対象額に100分の0.475を乗じて得た額（最低号俸に達し</u>  <u>ない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額）の</u>  <u>総額に相当する額を減じた額とする。</u></p>
<u>13・14 略</u>	<u>17・18 略</u>
<u>(平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例)</u>	<u>(平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例)</u>
<u>15 平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における学校職員の給料月額（長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野市条例第39号）附則第</u>	<u>19 平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における学校職員の給料月額（長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野市条例第39号）附則第</u>

改正後	改正前
<p>7項の規定による給料を<u>含む</u>。以下この項において同じ。)は、第5条から第9条の2まで及び同条例附則第7項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、当該学校職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第2条第2項に規定する手当及び長野市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和41年長野市条例第31号)の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>表 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p>(平成27年4月1日における号俸の調整)</p> <p><u>18</u> 平成27年4月1日において47歳以上の学校職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける学校職員及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野市条例第<u>号</u>)第6条の規定による改正前の第2条第2項第1号に規定する再任用学校職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した学校職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して教育委員会が定める学校職員を除く。)その他当該学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める学校職員の平成27年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。</p> <p><u>(60歳を超える学校職員の給料月額の特例)</u></p> <p><u>19</u> 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が60歳(長野市職員の定年等に関する条例(昭和59年長野市条例第52号)第7条ただし書に規定</p>	<p>7項の規定による給料を<u>含み、附則第13項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額(同条例附則第7項の規定による給料を含む。)</u>をいう。以下この項において同じ。)は、第5条から第9条の2まで及び<u>附則第13項並びに</u>同条例附則第7項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、当該学校職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第2条第2項に規定する手当及び長野市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和41年長野市条例第31号)の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>表 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p>(平成27年4月1日における号俸の調整)</p> <p><u>22</u> 平成27年4月1日において47歳以上の学校職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける学校職員及び再任用学校職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した学校職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して教育委員会が定める学校職員を除く。)その他当該学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める学校職員の平成27年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>する職員にあつては、同条ただし書に規定する任命権者が定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>	
<p>20 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。</p>	(新設)
<p>(1) 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤の学校職員</p>	
<p>(2) 長野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している学校職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた学校職員を除く。)</p>	
<p>(3) 長野市職員の定年等に関する条例第6条第2項各号に掲げる職を占める学校職員</p>	
<p>(4) 長野市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める学校職員</p>	
<p>21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であ</p>	(新設)
<p>つて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下こ</p>	



改正後	改正前
<p>の項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(教育委員会が定める学校職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、<u>附則第19項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	
<p>22 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	(新設)
<p>23 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第21項に規定する学校職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新設)
<p>24 <u>附則第21項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新設)
<p>25 <u>当分の間、附則第19項の規定の適用を受ける学校職員のうち、第14条の8第1項の規定により義務教育等教員特別手当を支給される学校職員に対する同条第2項の規定の適用については、同項中「別表第4に掲げる額」とあるのは、「別表第4に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。</u></p>	(新設)

改正後	改正前																																								
<p>26 <u>附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される学校職員</u> <u>に対する第13条第5項（第13条の4第4項において準用する場合を含む。）及び同条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>																																								
<p>27 <u>附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(新設)</p>																																								
<p>別表第1（第5条関係） 学校職員給料表（1）</p>	<p>別表第1（第5条関係） 学校職員給料表（1）</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号俸</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員</td> <td rowspan="2">略</td> <td>円 略</td> <td>円 略</td> <td>円 略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	略	円 略	円 略	円 略	円 略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号俸</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再任用学校職員以外の学校職員</td> <td rowspan="2">略</td> <td>円 略</td> <td>円 略</td> <td>円 略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用学校職員以外の学校職員	略	円 略	円 略	円 略	円 略	略	略	略	略
職員の区分			職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級																																		
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額																																				
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員	略	円 略	円 略	円 略	円 略																																				
		略	略	略	略																																				
職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級																																				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																				
再任用学校職員以外の学校職員	略	円 略	円 略	円 略	円 略																																				
		略	略	略	略																																				
<p>備考</p> <p>1 <u>職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員の欄を適用する場合における同欄に掲げる給料月額は、基準給料月額とする。</u></p>	<p>備考 <u>職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。</u></p>																																								

改正後						改正前							
別表第2（第5条関係） 学校職員給料表（2）						別表第2（第5条関係） 学校職員給料表（2）							
職員の区分	職務の級 号俸	1級				円 略	職員の区分	職務の級 号俸	1級				円 略
		給料月額							給料月額				
<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 以外の学校職員	略						<u>再任用学校職員</u> 以外の学校職員	略					
<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>						略	<u>再任用学校職員</u>						略
備考 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員の欄を適用する場合における同欄に掲げる給料月額は、基準給料月額とする。</u>						<u>(新設)</u>							
別表第4（第14条の8関係） 義務教育等教員特別手当表 ア 学校職員給料表（1）の適用を受ける学校職員						別表第4（第14条の8関係） 義務教育等教員特別手当表 ア 学校職員給料表（1）の適用を受ける学校職員							
職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	円 略	職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	円 略
		略	略	略	略				略	略	略	略	
<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 以外の学校職員	略	円 略	円 略	円 略	円 略		<u>再任用学校職員</u> 以外の学校職員	略	円 略	円 略	円 略	円 略	
<u>定年前</u>		略	略	略	略		<u>再任用</u>		略	略	略	略	

改正後						改正前					
<u>再任用</u>						<u>学校職</u>					
<u>短時間</u>						<u>員</u>					
<u>勤務学</u>											
<u>校職員</u>											
イ 学校職員給料表(2)の適用を受ける学校職員						イ 学校職員給料表(2)の適用を受ける学校職員					
職員の区分	職務の級		1級			職員の区分	職務の級		1級		
	号俸						号俸				
<u>定年前再任用</u>					円	<u>再任用学校職</u>					円
<u>短時間勤務学</u>	略				略	<u>員</u> 以外の学校	略				略
<u>校職員</u> 以外の						職員					
学校職員											
<u>定年前再任用</u>						<u>再任用学校職</u>					略
<u>短時間勤務学</u>						<u>員</u>					
<u>校職員</u>											

長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例 新旧対照表【第8条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例 昭和46年12月25日長野市条例第68号</p> <p>附 則</p> <p><u>(給与条例附則第21項の適用を受ける学校職員等に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される</u> <u>学校職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月</u> <u>額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第21項、第23項又は第24項の</u> <u>規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p>○長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例 昭和46年12月25日長野市条例第68号</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>